

## 介護老人保健施設こみに利用料金表【3割負担】

単位/円 (※金額は目安です)

入所月額負担概算表 (1ヵ月を30日として計算)						
	認知症専門棟		認知症棟		一般棟	
	4人室	個室	4人室	2人室	個室	
要介護 1	168,300	213,660	161,280	176,280	213,660	
要介護 2	175,350	220,320	168,330	183,330	220,320	
要介護 3	181,530	226,020	174,510	189,510	226,020	
要介護 4	186,870	231,210	179,850	194,850	231,210	
要介護 5	191,790	236,490	184,770	199,770	236,490	

※施設サービス費、加算①～③、共通サービス費用を含みます。加算①は、認知症専門棟利用のみ適用されます。選択に基づくサービス費用は含まれておりません。

単位/円 (※金額は目安です)

入所 (介護保険自己負担分/日)		
施設サービス費	多床室	個室
要介護 1	2,684	2,330
要介護 2	2,919	2,552
要介護 3	3,125	2,742
要介護 4	3,303	2,915
要介護 5	3,467	3,091

## 各種加算

①認知症ケア加算	234	入所前後訪問指導加算	1,387
②サービス提供体制強化加算 (I)	68	退所時情報提供加算 (I) 在宅	1,541
③夜勤職員配置加算	74	(II) 病院	771
療養食加算 (1食につき)	19	入退所前連携加算 (I)	1,849
口腔衛生管理加算 (月額) (I)	277	(II)	1,233
短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月間1回につき) (I)	796	保健施設緊急時治療管理加算 (I)	1,597
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月間1回につき) (II)	617	所定疾患施設療養費 (II) (肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪) (I)	737
初期加算 (入所後30日) 病院から入所 (I)	185	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	1,479
安全対策体制加算 (入所時1回) (II)	93	科学的介護推進体制加算 (月額) (I)	124
褥瘡マネジメント加算 (月額) (I)	10	(II)	185
(3か月につき) (III)	32	訪問看護指示加算	925
排せつ支援加算 (月額) (I)	32	経口維持加算 (月額) (I)	1233
(II)	47	(II)	309
(III)	62	ターミナルケア加算 (死亡日以前31日～45日)	222
(IV)	309	(死亡日以前4日～30日)	493
外泊時費用	1,116	(死亡日前日及び前々日)	2805
認知症チームケア推進加算 (月額) (I)	463	(死亡日)	5854
協力医療機関連携加算 (月額) (II)	370	生産性向上推進体制加算 (月額) (I)	309
新興感染症等施設療養費 (5日を限度)	740	(II)	32
高齢者施設等感染対策向上加算 (月額) (I)	32	退所時栄養情報連携加算	216
(II)	16	かかりつけ医連携薬剤調整加算 (月額) (I)	432
自立支援促進加算 (月額)	925	(II)	216
※介護職員処遇改善加算 (I)	3.9%	(III)	309
※介護職員等特定処遇改善加算 (I)	2.1%	※介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%
※介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8%		

※1ヵ月のご利用総単位数×掛け率×10.27 (1点単価) ×30%を処遇改善加算としてご請求させていただきます。

## 全ての利用者にお支払いいただく利用料 (日額)

居住費 (個室)	1,800	食費	1,900
(2・4人室)	500	(朝食)	420
特別な室料 (個室)	800	(昼食・おやつ)	810
(2人室)	500	(夕食)	670

## その他の日常生活費 (日額)

教養娯楽費	150			
選択に基づくサービス費用				
臨時的な洗濯	1点につき	100	喫茶・売店利用料	実費
理美容代	2,000/回		行事参加費	実費
付加食		実費	健康管理費	実費
レンタルテレビ代	110/日		私物ネーム付け	110/点

※居住費・教養娯楽費・食費・理美容代は (消費税) 非課税です。

令和6年4月1日現在

※1) 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割・3割になります。

※2) 本人の所得・収入により食事や居住費が減額される制度があります。

管轄保険者 (静岡市介護保険課等) へお問い合わせの上、該当される方は申請して下さい。

詳細につきましては、支援相談員にご相談下さい。